富里市植物防疫事業補助金交付要綱

(平成19年3月30日告示第103号)

改正 平成22年1月26日告示第11号 平成22年3月23日告示第41号 平成25年3月25日告示第53号 平成28年3月31日告示第89号 平成31年3月29日告示第96号 令和5年3月14日告示第30号

令和4年3月18日告示第34号

(目的)

第1条 この要綱は、農業生産の安定を図るため植物防疫活動事業(農作物病 害虫駆除、雑草防除、農薬の共同購入、防除機具の普及)を通し、予防と経 済性の向上を推進し、もって農業振興を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第2条 補助の対象者は、富里市植物防疫協会(以下「協会」という。)とす る。

(交付)

第3条 協会が行う事業に対し、富里市補助金等交付規則(平成19年規則第 10号。以下「規則」という。)及びこの要綱に基づき、予算の範囲内にお いて補助金を交付する。

(補助対象経費、補助金額等)

第4条 補助の対象となる経費及び補助金額等は、別表のとおりとする。 (交付申請)

- 第5条 協会は、規則第5条の規定により補助金の交付の申請をしようとする ときは、補助事業着手前までに、補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添 えて市長に提出しなければならない。
 - 1 事業計画書
 - ② 収支予算書
 - ③ 前年度決算書

(交付の決定)

第6条 市長は、前条に規定する交付申請があった場合は、速やかに内容を審 査し適正と認めたときは、規則第8条の規定により協会に通知するものとす る。

(実績報告)

第7条 協会は、補助事業が完了したときは、規則第15条の規定により事業

完了の日から30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに 市長に補助事業等実績報告書を提出しなければならない。

(交付額の確定)

第8条 市長は、前条に規定する実績報告があった場合、速やかに内容を審査 し、適当と認めたときは、規則第16条の規定により協会に通知するものと する。

(交付の請求)

第9条 協会は、規則第18条の規定により補助金の交付を請求しようとする ときは、補助金等交付請求書を市長に提出しなければならない。

(概算払の請求)

第10条 協会は、規則第19条の規定により補助金を概算払又は前金払により 交付を受けようとするときは、補助金等概算払(前金払)等交付請求書を市 長に提出しなければならい。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この告示は、平成19年4月1日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附 則(平成22年1月26日告示第11号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月23日告示第41号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成25年3月25日告示第53号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月31日告示第89号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月29日告示第96号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(令和4年3月18日告示第34号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(令和5年3月14日告示第30号)

この告示は、公示の日から施行する。ただし、第34条の規定は、令和5年 4月1日から施行する。

別表 (第4条関係)

区 分	補助対象経費	補助金額及び補助率
水稲病害虫防除費	無人ヘリによる病害虫防	対象経費の5分の1以内
	除に要する経費(無人ヘリ	限度額
	チャーター料及び薬剤費)	10a当たり400円
防疫活動事業費	不用農薬処理費・使用済み	対象経費の2分の1以内
	農薬容器回収費・その他防	限度額
	疫活動費に要する経費(た	60,000円
	だし、食糧費は含まない。)	